

玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）

プロポーザル実施要領

群馬県佐波郡玉村町

第1章 総則

1. 目的

本要領は、玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）（以下「本業務」という。）において、施設全体更新に向けた具体的施策を多面的に検討し、施設更新基本構想及び基本設計を行ううえで、本業務の履行に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に決定するために必要な事項を定める。

2. 業務範囲

本業務の業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、詳細な内容は、別途公表する本業務標準仕様書及び本業務特記仕様書に定めるものとする。

- (1) 基本構想策定業務
- (2) 基本設計業務

3. 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和4年3月18日（金）までとする。

4. 委託料上限額

委託料上限額の総額は、37,895,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

なお、本業務に係る提案価格は、委託料上限額を超えてはならない。

また、各年度における支払上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 令和2年度 16,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (2) 令和3年度 21,495,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5. 契約に関する事項

- (1) 契約保証金 徴収（契約金額の100分の10以上とする。）
- (2) 前金払 有（契約金額の100分の30以内とする。）

6. 事務局

〒370-1133

群馬県佐波郡玉村町大字上新田 1116-3

玉村町上下水道課上水道工務係

T E L : 0270-65-6691

E-mail : jyogesui@town.tamamura.lg.jp

第2章 プロポーザル募集要項

1. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、公告の日から契約締結日までに、参加資格要件のうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消す。

- (1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 玉村町財務規則（平成12年規則第7号）第128条第1項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成12年要綱第3-1号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①親会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第2項の規定による会社等をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第3条第1項の規定による会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ③一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 本業務事業者選定審査委員会（以下「本審査委員会」という。）の委員、委員の配偶者又は委員の3親等以内の親族が経営面若しくは人事面に関与していない者であること。
- (7) 玉村町の令和2・3年度競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、土木関係建設コンサルタント業務の建設コンサルタント上水道及び工業用水道部門の認定を受けている者であり、かつ、群馬県内に本社又は委任先営業所を有する者であること。
- (8) 過去10年以内に、浄水処理能力16,000m³/日以上の上水道更新又は新設の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務の元請実績を有する者であること。
- (9) 管理技術者及び照査技術者は、6ヶ月以上直接雇用する総合技術管理部門技術士（上下水道一上水道及び工業水道）、上下水道部門技術士（上水道及び工業水道）又はシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）（上水道及び工業水道）の資格を有する者を配置すること。なお、管理技術者及び照査技術者は、相互に兼ねることができない。

2. プロポーザルの実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、原則として表1のとおりとする。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等に伴い、スケジュール及びプレゼンテーションの

実施方法を変更する場合は、参加申込者にこれを通知する。

表1 プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	期日・期間	手続方法等
実施要領の配布	令和2年7月1日(水)～	事務局ホームページ
第1次審査に関する質問書の受付	令和2年7月1日(水)～ 令和2年7月13日(月)	電子メール
第1次審査に関する質問書に対する回答書の公表	令和2年7月17日(金)	事務局ホームページ
第1次審査提出書類の受付	令和2年7月1日(水)～ 令和2年7月27日(月)	郵送
第1次審査結果の通知	令和2年8月17日(月)	郵送
参考図書の配布	令和2年8月17日(月)	電子メール
第2次審査に関する質問書の受付	令和2年8月17日(月)～ 令和2年9月4日(金)	電子メール
第2次審査に関する質問書に対する回答書の公表	令和2年9月14日(月)	事務局ホームページ
第2次審査提出書類の受付	令和2年8月17日(月)～ 令和2年9月28日(月)	郵送
プレゼンテーションの実施	令和2年10月14日(水)	本町会議室
第2次審査結果の通知	令和2年10月26日(月)	郵送

3. 実施要領の配布

実施要領は、次のとおり配布する。

- (1) 配布開始
令和2年7月1日(水)
- (2) 配布場所
事務局ホームページ
- (3) 配布資料
 - ①本実施要領
 - ②提出様式一式
 - ③本業務標準仕様書
 - ④本業務特記仕様書
 - ⑤浄水場概略図

4. 第1次審査に関する質問書の受付及び回答について

(1) 第1次審査に関する質問書は、次の方法により受け付ける。

- ①受付期間

令和 2 年 7 月 1 日（水）9 時から令和 2 年 7 月 13 日（月）17 時まで

②受付方法

第 1 次審査に関する質問書（様式 14）を電子メールに添付し、事務局に送信すること。

なお、送信後、必ず事務局まで電話連絡すること。

（2）第 1 次審査に関する質問に対する回答は、次のとおり行う。

①回答予定日

令和 2 年 7 月 17 日（金）

②回答場所

事務局ホームページ

5. 第 1 次審査提出書類の受付

（1）第 1 次審査提出書類は、次の方法により受け付ける。

①受付期間

令和 2 年 7 月 1 日（水）9 時から令和 2 年 7 月 27 日（月）17 時まで

②受付方法

書留郵便等の受領が確認できる方法により、受付期間内に事務局に必着するよう郵送すること。なお、第 1 次審査結果通知を受領するまで提出控えを保管すること。

③提出書類

表 2 に示す書類を提出すること。なお、提出書類は、A4 サイズのファイルに縦長左綴じで作成し提出すること。

表 2 第 1 次審査提出書類一覧

名 称	様 式	部 数
参加表明書	様式 1	正・副各 1 部
参加資格確認書等提出書類チェックリスト	様式 2	
参加資格確認書	様式 3	
企業実績確認書	様式 4	
管理技術者資格・実績確認書	様式 5	
照査技術者資格・実績確認書	様式 6	
担当技術者資格・実績確認書	様式 7 ～ 様式 10	
業務遂行体制表	任意	
業務実績確認書類	任意	
雇用関係を証明する書類	任意	
資格を証明する書類	任意	

（2）第 1 次審査提出書類作成に係る留意事項

①業務実績（企業及び技術者）を確認するための添付書類は、発注者の証明書の写し、

契約書の写し（実績が確認できる部分の仕様書及び図面を含む。）、TECRIS 業務カルテの写し等の実績を確認できる書類を提出すること。なお、実績が確認できる箇所に目印（マーカー等）を付けること。

- ②雇用関係を証明する書類は、健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し、雇用保険者証の写しのいずれかを提出すること。
- ③技術者の資格を証明する書類は、免許証の写しを提出すること。
- ④業務遂行体制表は、本業務を遂行するうえで必要となる人員数、役割、業務分野間の連絡調整方法等が確認できるものを作成すること。
- ⑤担当技術者の資格・実績確認書は、担当技術者を配置しない場合は提出不要とする。

（3）技術者の配置

- ①管理技術者と照査技術者は、必ず配置すること。
- ②土木、建築、電気及び機械分野ごとの担当技術者は、任意の配置とする。なお、配置する場合は、同一人が他分野の担当技術者を兼ねることができない。
- ③管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、応募事業者に所属しており、応募時点において6ヶ月以上雇用していること。
- ④管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、相互に兼ねることができない。
- ⑤管理技術者及び担当技術者は、発注者（以下「町」という。）との定期の打合せに出席すること。
- ⑥管理技術者、照査技術者及び担当技術者は、第1次審査の提出書類に記載された者は原則として変更できない。ただし、発注者がやむを得ない事由と認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者を配置することが確認できた場合は、変更することができる。

（4）審査

審査は、第3章の事業者選定基準に基づいて審査する。

（5）参加に係る留意事項

- ①第1次審査の提出書類は、1者につき1件しか提出できない。
- ②単体による参加とする。
- ③参加にあたっては、協力事業者を加えることは可とするが、当該協力事業者は自ら参加者となることはできない。また、当該協力事業者は、町との定期の打合せに出席すること。
- ④第1次審査提出書類に基づき参加資格の確認を行った結果、参加資格を有しないと判断された応募者については、提出したその他の資料等については審査を行わない。

6. 第1次審査結果の通知

（1）技術提案書提出者の選定結果通知

提出された第1次審査提出書類について審査を行い、技術提案書提出者に選定された者には選定通知書を、選定されなかった者には、非選定通知書を令和2年8月17日（月）までに発送する。

（2）非選定理由の説明

非選定通知書を受けた者は、令和2年8月24日（月）までに町に対し、書面を郵送にて提出し理由の説明を求めることができる。

町は説明を求められたときは、令和2年9月4日（金）までに説明を求めた者に対し、書面による回答を郵送にて発送する。

7. 参考資料の提供

参考資料は、次の方法により提供する。

(1) 提供日

令和2年8月17日（月）までに提供する。

(2) 提供方法

電子メールにより送信する。

(3) 提供資料

- ①井戸・導水管位置図
- ②井戸構造一覧
- ③電気探査結果
- ④原水水質データ（過去3カ年分）
- ⑤取水・配水流量（過去3カ年分）
- ⑥耐震診断結果（第2・3配水池、2系ろ過池、管理棟）
- ⑦電気機械設備一覧表

(4) 参考資料の取扱注意事項

- ①提供する参考資料は、一般公表することを前提としていない情報を含んでいるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意すること。
- ②参考資料は、本業務以外で使用しないこと。
- ③提供した参考資料は、プレゼンテーション当日までに廃棄すること。
- ④参考資料の内容と実際の状況との整合性については、町が保証するものではないことに同意すること。

8. 第2次審査に関する質問書の受付及び回答について

(1) 第2次審査に関する質問書は、次の方法により受け付ける。

①受付期間

令和2年8月17日（月）9時から令和2年9月4日（金）17時まで

②受付方法

第2次審査に関する質問書（様式15）を電子メールに添付し、事務局に送信すること。
なお、送信後、必ず事務局まで電話連絡すること。

(2) 第2次審査に関する質問に対する回答は、次のとおり行う。

①回答予定日

令和2年9月14日（月）

②回答場所

事務局ホームページ

9. 第2次審査提出書類の受付

(1) 第2次審査提出書類は、次の方法により受付ける。

①受付期間

令和2年8月17日(月)9時から令和2年9月28日(月)17時まで

②受付方法

書留郵便等の受領が確認できる方法により、受付期間内に事務局に必着するよう郵送すること。なお、第2次審査結果通知を受領するまで提出控えを保管すること。

③提出書類

表3に示す書類を提出すること。なお、提出書類は、A4サイズのファイルに縦長左綴じで作成し提出すること。

表3 第2次審査提出書類一覧

名 称	様 式	部 数
第2次審査書類提出書	様式11	正本1部、副本9部
第2次審査提出書類チェックリスト	様式12	
技術提案書	任意	
価格提案書	様式13	正本1部
価格内訳書	任意	

(2) 技術提案書作成に係る留意事項

①記述方法は、A4縦長横書きを原則とする。

②文字の大きさは、10.5pt以上とすること。

③表紙を作成すること。

④本業務仕様書及び第3章の表10の第2次審査評価項目に対する提案内容について記述すること。

⑤文章を補完するためのイメージ図、イラスト、写真等は使用しても良い。なお、イメージ図等を作成する際は、A4サイズに限らずA3サイズとしてもよいが、その場合はA3横長横書きを原則とし、A4サイズのファイルに折り込んで綴じることができるように作成すること。

⑥表紙及びイメージ図等を除きA4用紙5ページ以内で作成すること。

⑦各ページ中央下には、ページ番号を振ること。(例：1/3、2/3、3/3)

⑧各ページ右肩には、第1次審査結果通知書に記載してある提案識別記号を記入すること。(例：提案識別記号：A)

⑨提案者名を伏せて選定を行うため、記述に際して、企業名、ロゴ、住所、氏名等提案者が特定できるような内容は一切記述しないこと。

(3) 価格提案書及び価格内訳書に係る留意事項

①価格提案書(様式13)及び価格内訳書は、「玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託(債務負担行為)価格提案書及び価格内訳書」と明記した封筒に封入し、印鑑で

封緘すること。また、封筒裏面には、提案者の所在地及び商号又は名称を明記すること。

②価格提案書及び価格内訳書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

③価格内訳書は、提案内容項目に準じて作成すること。

10. プレゼンテーションの実施

(1) 提出された技術提案書の記述内容に関するプレゼンテーションを次のとおり実施する。
なお、詳細な日時及び場所については、決定次第、別途連絡する。

①実施予定日

令和2年10月14日（水）

②所要時間

説明20分、質疑応答20分程度とする。

③出席者

管理技術者、照査技術者又は担当技術者のうち3名以内とし、管理技術者は必ず出席すること。

④説明資料

技術提案書以外の資料は使用不可とする。ただし、技術提案書の文章を補完するイメージ図等のパネル化及びプロジェクターの使用は可とする。なお、町がプロジェクター用ソフト Microsoft PowerPoint 2007 を用意するので、使用する参加者は当該ソフトとの互換性を確認したうえで、データを持参すること。また、技術提案書と同様に提案者が特定できるような表現やファイル名を使用しないこと。

(2) 審査

審査は、第3章の事業者選定基準に基づいて審査する。

11. 第2次審査結果の通知

(1) 技術提案書提出者の選定結果通知

提出された第2次審査提出書類について審査を行い、最優秀提案者に選定された者には選定通知書を、選定されなかった者には、非選定通知書を令和2年10月26日（月）までに発送する。

(2) 非選定理由の説明

非選定通知書を受けた者は、令和2年11月2日（月）までに町に対し、書面を郵送にて提出し理由の説明を求めることができる。

町は説明を求められたときは、令和2年11月13日（金）までに説明を求めた者に対し、書面による回答を郵送にて発送する。

12. 審査結果の公表について

最優秀提案者の選定後に事務局ホームページにおいて審査結果を公表する。

13. 契約の締結

最優秀提案者の本業務に関する技術提案を担保するため、提案内容を本業務特記仕様書に加筆又は修正をし、本業務特記仕様書を改定したうえで価格提案書に記載された金額で契約を締結する。

14. 辞退

第1次審査書類の提出以降に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事務局が指定する日までに辞退届（様式16）を提出すること。

15. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が本実施要領及び本業務仕様書に示された条件に適合しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 本審査委員会又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- (4) プレゼンテーションに遅れた場合
- (5) 第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (6) 委託料上限額を超える価格を提案した場合
- (7) その他、本業務を履行できない又は本業務の趣旨に沿う提案ではないと判断した場合や、本実施要領等に違反する等、本審査委員会が不適格と認めた場合

16. その他の留意事項

- (1) 提出書類の提出後における内容の変更は認めない。
- (2) 全ての提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の作成に要した費用、旅費及びその他のこの提案に関して要した費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された技術提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、提出書類の作成にあたり第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。第三者の著作権に関する責は、使用した提案者に全て帰属する。
- (5) 町は、今後の社会情勢及び、その他不可抗力等の理由により、本業務の変更又は中止をする場合において、参加者に対して一切の責任を負わない。

17. 情報の公開について

本プロポーザル実施に関する情報（参加に関する全ての提出書類を含む。）は、玉村町情報公開条例（平成13年条例第1号）の規定に基づき公開する。

第3章 事業者選定基準

1. 審査方法

本業務を実施する事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、参加者から提出された技術提案書等の内容に基づき、審査を行う。

審査は、第1次審査と第2次審査から構成され、いずれも審査内容を採点基準により得点化する。

2. 審査委員会

審査は、玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託事業者選定審査委員会設置要綱の規定に基づき、表4に示す本審査委員会が審査を行う。

表4 審査委員会

氏名	所属・役職等
古橋 勉	玉村町副町長
金子 忠雄	玉村町上下水道課長
茂木 政史	前橋市水道局水道整備課長
西村 直之	前橋市水道局浄水課再整備担当係長
石関 清貴	玉村町総務課長
高橋 茂	玉村町都市建設課長
上村 明弘	玉村町総務課課長補佐兼契約管財係長
佐藤 篤志	玉村町都市建設課工務係長

3. 採点基準

各審査の採点基準は、特別に定めるもののほか、表5に示す5段階によるものとし、評価に従い各評価項目の配点に対する係数を乗じて評価点を算出する。

なお、評価点は小数点第1位（小数点第2位を四捨五入）まで算出する。

表5 採点基準

評価区分	評価	配点に対する係数
A	優秀である／高度な能力を有している	1.0
B	満足できる／十分な能力を有している	0.7
C	平均的である	0.5
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	0.2
E	満足できない／評価の対象外	0.0

4. 第1次審査

(1) 審査方法

第1次審査は、第1次審査提出書類の内容を基に、参加資格の確認を行うとともに、表6に示す評価項目について審査し、採点を行う。なお、第1次審査においては、参加資格を有すると認められる者の中から上位5者を上限として技術提案書提出者を選定する。

表6 第1次審査評価項目

評価項目		評価の視点				配点	評価点		
事業者の内容に関する項目	受託実績	本業務と同様の受託実績をどの程度有しているか。	過去10年以内に、浄水処理能力16,000m ³ /日以上 の浄水場更新又は新設の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務の元請実績を有する者であること。			20点	20点		
	業務遂行体制	責任をもって本業務を遂行できる能力と立場にある人員の配置ができるのか。	管理技術者	資格	①、②のいずれか ①総合技術管理部門技術士(上下水道-上水道及び工業水道) ②上下水道部門技術士(上水道及び工業水道)		10点	10点	
				RCCM(上水道及び工業水道)	5点				
			実績	同種業務の実績		10点			
			照査技術者	資格	①、②のいずれか ①総合技術管理部門技術士(上下水道-上水道及び工業水道) ②上下水道部門技術士(上水道及び工業水道)		6点	6点	
				RCCM(上水道及び工業水道)	4点				
			実績	同種業務の実績		6点			
			担当技術者	資格・実績	土木	資格と同種業務の実績		5点	20点
					建築	資格と同種業務の実績		5点	
	電気	資格と同種業務の実績			5点				
機械	資格と同種業務の実績				5点				
		業務遂行体制が適切に提案されているか。				8点			
評価点合計					80点				

(2) 同種業務の実績の評価

受託実績、管理技術者、照査技術者及び担当技術者の同種業務の実績評価点は、表7から表9に示す配点に対する係数を用いて、以下の実績評価点算出式に基づき算出する。

表7 設計区分

設計区分		配点に対する係数
浄水場更新	整備計画の策定又は基本設計	1.0
	実施設計	0.7
浄水場新設	整備計画の策定又は基本設計	
	実施設計	
上記業務の下請実績		0.0

表8 浄水処理能力

浄水処理能力	配点に対する係数
80,000m ³ /日以上	1.0
40,000m ³ /日以上 ～ 80,000m ³ /日未満	0.9
16,000m ³ /日以上 ～ 40,000m ³ /日未満	0.8
16,000m ³ /日未満	0.0

表9 浄水処理方法

浄水処理方法	配点に対する係数
高度浄水処理	1.0
緩速ろ過、急速ろ過、膜ろ過	0.8
紫外線処理、塩素処理	0.5
業務実績において、上記浄水処理施設が対象外	0.0

実績評価点算出式

実績評価点 = 各業務実績の配点 × 表7 × 表8 × 表9 × 0.5

※評価する実績件数は2件までとし、実績件数が2件ある場合は、1件ずつ算出し、合算した点数を実績評価点とする。

(3) 技術者に関する評価項目における留意事項

- ①管理技術者及び照査技術者の資格に関する評価項目において、配置予定者が複数の資格を所有している場合の評価点は、管理技術者は10点、照査技術者は6点を最高点とする。
- ②管理技術者及び照査技術者の同種業務の実績に関する評価項目は、浄水処理能力

16,000m³/日以上の浄水場更新又は新設の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務の元請実績により評価する。

③担当技術者の資格と同種業務の実績に関する評価項目は、配置予定者が保有する各分野における資格及び浄水処理能力 16,000m³/日以上 of 浄水場更新又は新設の整備計画の策定、基本設計、実施設計のいずれかのコンサルティング業務の元請実績により評価する。なお、評価点は、各分野 5 点、合計 20 点を最高点とする。

④担当技術者の各分野の配点の内訳は、保有資格 2 点、同種業務の実績 3 点とする。

⑤担当技術者が保有する資格の評価は、保有する資格内容及び資格数により総合的に評価する。

5. 第 2 次審査

(1) 審査方法

第 2 次審査は、第 2 次審査提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、表 10 に示す評価項目について審査し、採点を行う。

(2) 提案価格の評価

提案価格の評価点は、次に掲げる算出式に基づき算出する。

価格評価点 = 20 点 × (最も低い提案価格 / 当該事業者の提案価格)

表 10 第 2 次審査評価項目

評価項目		評価の視点		配点	評価点
業務の内容に関する事項	基本構想	全体計画	本業務で検討する各施設の状況、処理能力、健全性、問題点等の事前に把握しておくべき条件について、その内容が正しく把握されているか。また、実現可能な更新計画構想となっているか。	20 点	100 点
		処理フロー	原水水質の特徴を理解し、浄水処理や排水処理について検討されており、施設や設備について優れた提案がされているか。	20 点	
		施設配置計画	施設配置計画の合理性、施設の更新スペース、セキュリティー対策等について優れた提案がされているか。	20 点	
		段階的運用方法	整備と新旧切替運転をどのように考えているのか。	20 点	
		創意工夫	基本構想において先進性や独自性のある優れた提案がされているか。	20 点	
	基本設計	設計方針	施設の基本設計について、どのような方針、対象施設及び作業により行うのか。	20 点	80 点
		災害対策	災害対策について検討されており、優れた提案がされているか。	20 点	
		維持管理方法	維持管理の容易性について検討されており、優れた提案がされているか。	20 点	
		創意工夫	基本設計において先進性や独自性のある優れた提案がされているか。	20 点	
	プレゼンテーション	提案資料の表現力	提案資料のわかりやすさや工夫がされているか。	10 点	20 点
取組意欲		説明能力や質問への対応が優れており、業務への取組意欲が積極的であるかどうか。	10 点		
提案価格		価格評価点の算出式に基づき算定する。		20 点	
第 1 次審査評価点		第 1 次審査評価点を加算する。		80 点	
評価点合計				300 点	

6. 最優秀提案者の選定

第 2 次審査評価点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。なお、第 2 次審査評価点が最も高い者が 2 者以上いるときは、当該者のうち価格評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

以上